

## 2 合併の概要

### (1) 新町名

加美町（かみまち）

### (2) 合併の背景

加美郡中新田町、同郡小野田町及び同郡宮崎町は、宮城県の北西部に位置し、県都仙台市とは約40キロメートルの距離にある。

3町の区域は、船形連峰をはじめとする奥羽山脈を背に、そこに源を発する鳴瀬川、田川などが貫流している。新町には、加美富士と呼ばれる薬菜山がそびえており、広大な扇状形に開けた平坦地は、日本有数の穀物地帯大崎耕土の一角をなしている。

3町は、地理的・歴史的な面においても、経済・文化・生活の面でも古くから深い結びつきを有しており、近年ではモータリゼーションの発展とともに、3町の地域は住民の生活圏として一体度が高く、各町を越えたより広い見地から一体的なまちづくりが必要になってきている。

さらに、3町の人口は減少傾向を示し、高齢化比率も高くなっており、今後ますます進行すると予想される少子・高齢化の時代に対応するとともに、さらには、地方分権の時代が潮流となる中で、自治体の能力の向上が求められており、複雑・多様な住民ニーズに対応し、21世紀の新しい時代にふさわしいまちづくりを進めていくためには、行財政基盤の充実を図ることが必要との判断から、合併に向けた検討が始められた。

平成10年5月に加美郡4町の首長・議会議長による加美郡町村合併研究会を組織し、広域合併の意義や効果を研究し、望ましい行政規模・区域等について検討し、平成13年4月には、4町の合併について具体的な検討を行うため、任意の協議会である加美郡四町合併推進協議会を設立し、住民座談会やアンケート調査の実施、協議会・各部会において様々な議論を重ねてきた。

平成14年2月には、法定の合併協議会が設置され、新市建設計画の作成と合併に関する協議を整え、調印を目前としていたが、色麻町からの合併期日延期の申し出が否決されたことにより、休止となった。

このため、平成15年4月の合併を目指す3町は、同年11月に新たに法定の合併協議会を設立し、新町建設計画の作成と合併に関する協議を整え、平成15年1月合併協定の調印及び3町臨時議会における合併議決、平成15年2月18日の宮城県議会の議決を経て、同日、県内における平成の合併第一号として、宮城県知事の廃置分合の決定が行われたところである。

( 3 ) 合併の形態

加美郡中新田町、同郡小野田町及び同郡宮崎町を廃し、その区域をもって新たに加美町を置く新設合併

( 4 ) 合併年月日

平成 1 5 年 4 月 1 日

( 5 ) 現況

	住基人口 (H14.12.31)	国調人口 (H12)	面積 (k m <sup>2</sup> )	人口密度 (人 / k m <sup>2</sup> )
中新田町	1 3 , 9 7 5	1 3 , 9 2 9	6 1 . 4 4	2 2 7 . 5
小野田町	8 , 1 7 6	8 , 0 9 2	2 2 1 . 6 1	3 6 . 9
宮崎町	6 , 2 5 4	6 , 3 0 9	1 7 7 . 7 7	3 5 . 2
加美町	2 8 , 4 0 5	2 8 , 3 3 0	4 6 0 . 8 2	6 1 . 6

( 6 ) 主な協定内容

庁舎の位置

当分の間、現在の中新田町役場の位置とする。

小野田町役場、宮崎町役場の位置に支所を設置する。

議員の取扱い

在任特例（平成 1 7 年 3 月 3 1 日まで）を適用し、特例期間後の定数は 2 0 人とする。

財産債務の取扱い

財産債務は全て新町に引き継ぐが、自然環境の保全に関する施策及び 3 町の所有する温泉保養施設等の修繕、改修などの自然環境の利活用に関する施策の費用の一部に充てるため、3 町の所有する山林の立木売り払いによる収入額の 1 0 分の 1 の額を積み立てる基金を新町において設置する。

地域審議会

3 町の区域毎に地域審議会を設置する。